住居表示による

会社等の変更登記の手引き

会 津 若 松 市

目 次

1.	まえがきP 1
2.	このような場合に手続きが必要ですP 1
3.	会社等変更登記の期間(いつまでに) P1
4.	登録免許税P 1
5.	会社等の本店の変更登記申請の方法
6.	法人等の主たる事務所と従たる事務所の変更登記申請の方法P 3
7.	代表者の住所変更の申請方法P 3
8.	会社・法人所有名義の土地建物の名義人住所の変更登記申請の方法P 3
9.	記載例

1. まえがき

「住居表示に関する法律」に基づく住居表示が実施されますと、その区域内の会社 (法人)の本店(主たる事務所)や支店(従たる事務所)の所在地、または個人の住 所が変更されますので、管轄の法務局に対し変更登記の申請をしていただく必要があ ります。

- 2. このような場合に手続きが必要です。
- (1)会社登記されている「本店」「支店」の所在地、または、会社以外の法人の「主たる事務所」「従たる事務所」の**所在地の表示が変更**になった場合。
- (2)株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役及び監査役、合名会社・合資会社・ 合同会社の社員、支配人を置いた営業所及び支配人の住所、民法法人・財団・社団 法人の理事や、協同組合の代表理事等、登記されている各種法人の代表者の住所の 表示が変更になった場合。(以下「会社等」と総称し会社について説明します)
- ※ 変更登記の申請をしないと、登記簿上の本店等の所在地や代表者の住所の表示が 旧住所のままとなり、**資格証明や印鑑証明を請求する際に支障となる場合があり ます**ので、すみやかに申請しましょう。
- 3. 会社等変更登記の期間(いつまでに)
- (1) 本店(主たる事業所)所在地においては......2週間以内

4. 登録免許税

登録免許税は、「**住居表示変更証明書」を添付**すれば免除されます。

※「住居表示変更証明書」は、**住居表示実施日の<u>平成28年8月8日以降</u>**、皆さまの申請に基づき、必要な枚数を会津若松市役所市民課、各支所、各市民センターにおいて**無料で発行**いたします。

なお、平成28年8月7日以前には発行できませんのでご注意下さい。

- 5. 会社等の本店所在地の変更登記申請の方法
- (1) 本店が、今回の住居表示実施地区内にある場合
 - ① 今次の住居表示実施地区内に本店がある会社等は、「**会社変更登記申請書」** に必要事項を記載した登記申請書を作成し、「住居表示変更証明書」を添付し 本店の管轄登記所である「福島地方法務局法人登記部門」に提出してください。
 - ⇒ P4の「記載例A」を参照してください。
 - ※ 郵送でも差し支えありません。 その際には「登記申請書在中」と明記し、書留郵便で送ってください。

【宛先】 〒960-8021

福島市霞町1番46号(福島合同庁舎2階) 福島地方法務局 法人登記部門

Tel 024 - 534 - 1904

- □ 会社等の役員の方が、今回の住居表示実施地区内に住所がある時は、 同一の申請書に記載して、代表者の住所変更登記を同時申請できます。
 - ⇒ P5の「記載例B」を参照してください。
- (2) 本店が今次の住居表示実施地区内にあり支店を持つ会社等、および支店が今次 の住居表示実施地区内にある会社等は、福島地方法務局法人登記部門にご相談下 さい。なお、相談は予約制となっております。

【お問合せ先】

福島地方法務局 法人登記部門

Tel 024-534-1904

- 6. 法人等の主たる事務所と従たる事務所の所在地の変更登記申請の方法
- (1) 主たる事務所が今次の住居表示実施地区内にある場合

- ① 今回の住居表示実施地区内に主たる事務所がある会社等は、「会社変更登記申請書」に必要事項を記載した登記申請書を作成して、「住居表示変更証明書」を添付して、主たる事務所の管轄登記所である「福島地方法務局法人登記部門」に提出してください。
 ⇒P4「記載例A」を参照してください。
 - ※ 「登記申請書在中」と明記し、書留郵便で送っても差し支えありません。
- □ 法人等の役員の方が今次の住居表示実施地区内に住所がある時は、同一の申 請書に記載して代表者の住所変更登記を同時申請できます。
 - ⇒P5「記載例B」を参照してください。
- (2) 主たる事務所が今次の住居表示実施地区内にあり従たる事務所を持つ法人、および、従たる事務所が今次の住居表示実施地区内にある法人の方は、福島地方法務局法人登記部門にご相談下さい。なお、相談は予約制となっております。

【お問合せ先】

福島地方法務局 法人登記部門 Tel 024-534-1904

- 7. 代表者の住所の変更登記申請の方法
 - □ 主たる事務所が今次の住居表示実施地区内にあるときは、前述の「5.会社 等の本店の変更登記申請の方法」で同時に申請することができます。
 - ⇒P5「記載例B」を参照してください。
 - □ 主たる事務所が今次の住居表示実施地区外にあっても、会社や法人の代表者 が今次の住居表示実施地区内に住所がある場合には、「代表者の住所変更の 登記」を申請する必要があります。
 - ⇒P 6 「記載例C」を参照して下さい。

なお、株式会社は代表取締役の住所、有限会社は取締役の住所、法人や組合は 代表理事や理事として登記してある住所がありますのでご注意下さい。

8. 会社や法人所有名義の土地建物の、名義人の住所の変更申請の方法 今次の住居表示実施地区内のみならず、地区外の会津若松市、県内の他市区町村 及び、県外にある全ての所有不動産について、「所有権登記名義人住所変更登記」 をして下さい。 ⇒P7「記載例D」を参照して下さい。 (受付番号票貼付欄)

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 1234-56-789012

1. 商 号 **〇〇商事株式会社** 本店の**旧住所**を記載してください

1. 本 店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内東123番地の4

1. 登 記 の 事 由 住居表示の実施による本店の変更

1. 登記すべき事項 **平成28年8月8日 住居表示の実施による本店の変更**

変更後の本店福島県会津若松市幕内南町〇番〇号

本店の**新住所**を記載してください

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号

1. 添 付 書 類 **住居表示変更証明書** ··········· 1 通

市役所発行の、本店の住居表示変更証明書になります

上記のとおり登記の申請をします。

委任状は、代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。

申 請 人 本店 福島県会津若松市幕内南町〇番〇号

商号 〇〇商事株式会社

代表取締役 住所 **O県O市O町○番○号**

電話番号 0000-00-000

代 理 人 住所 〇県〇市〇町〇〇

氏名 法務 三郎 ⑩

電話番号 0000-00-000

代理人が申請する場合にのみ 記載し、代理人の印鑑を押印 代理申請の場合、代表取締役 の押印は必要ありません

福島地方法務局 御中

(受付番号票貼付欄)

株式会社変更登記申請書

- 1. 会社法人等番号 1234-56-789012
- 1. 商 号 〇〇**商事株式会社** 本店の**旧住所**を記載してください
- 1. 本 店 福島県会津若松市住吉町123番地の4
- 1. 登 記 の 事 由 **住居表示の実施による本店の変更、** 及び、代表取締役の住所の変更
- 1. 登記すべき事項

平成28年8月8日 住居表示の実施による本店の変更 変更後の本店 福島県会津若松市住吉町〇番〇号

本店の新住所を記載してください

平成28年8月8日 住居表示の実施による

代表取締役 若松太郎 の住所変更

変更後の住所 福島県会津若松市住吉町〇番〇号

代表取締役の新住所を記載してください

- 1. 登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第4号
- 1 . 添 付 書 類 **住居表示変更証明書** $_$ \cdots 1 通

市役所発行の、本店の住居表示変更証明書になります

上記のとおり登記の申請をします。

委任状は代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。印鑑届は不要です

申 請 人 本店 福島県会津若松市住吉町〇番〇号

商号 〇〇商事株式会社

代表取締役 住所 福島県会津若松市住吉町〇番〇号

電話番号 0242-00-000

代 理 人 住所 〇県〇市〇町〇〇

氏名 法務 三郎 @

電話番号 0000-00-0000

代理人が申請する場合にのみ 記載し、代理人の印鑑を押印 代理申請の場合、代表取締役

の押印は必要ありません

福島地方法務局 御中

(受付番号票貼付欄)

株式会社変更登記申請書

	1.	会社法人	、等番号	1	2	3	4 -	- 5	6	- 7	8	9	0	1	2	,
--	----	------	------	---	---	---	-----	------------	---	------------	---	---	---	---	---	---

1. 商 号 〇〇商事株式会社

1. 本 店 ○○**県○○市○○町△丁目123番の2** ← 本店住所を記載

1. 登 記 の 事 由 住居表示の実施による代表取締役の住所変更

1. 登記すべき事項 平成28年8月8日 住居表示の実施による 代表取締役 若松三郎 の住所変更 変更後の住所 福島県会津若松市飯寺北一丁目〇番〇号

代表取締役の新住所を記載してください

1. 登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第4号

市役所発行の、**代表者の住居表示変更証明書**になります

上記のとおり登記の申請をします。

平成28年〇〇月〇〇日 〈 法務局への提出日

委任状は代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。印鑑届は不要です

申 請 人 本店 **〇〇県〇〇市〇〇町△丁目123番の2** 商号 **〇〇商事株式会社**

代表取締役 住所 福島県会津若松市飯寺北一丁目〇番〇号

代 理 人 住所 〇県〇市〇町〇〇 氏名 法務 太郎 ⑩ 電話番号 ○○○○-○○-○○○

代理人が申請する場合にのみ 記載し、代理人の印鑑を押印 代理申請の場合、代表取締役 の押印は必要ありません

福島地方法務局 御中

不動産の本店等の変更登記を申請される方へ

1. はじめに

登記簿に記載された不動産の所有者の住所・本店に変更があったときは、変更後の記載に改める必要があります。この場合の登記申請の目的は**「所有権登記名義 人住所変更」**となります。

【注意】この登記は、会社・法人の**会社変更登記の完了後**に申請する事になります。

2. 所有権登記名義人住所変更登記に必要な書類

- (1) 登記申請書
 - …8ページの「登記申請書の記載例」を参考にして下さい。
- (2)登記原因証明情報 (⇒住居表示変更証明書を添付)
 - …「所有権登記名義人住所変更登記」には、次のような「登記原因を証明する情報」が必要になります。

住居表示により住所が変わった場合、市役所が発行する「**住居表示変更証明書**」が、登記原因を証明する情報、または、会社・法人の変更後の履歴事項証明書になります。

(3)代理権限証書 (⇒委任状)

… 不動産を所有する会社の代表者が申請するのが原則ですが、本人が申請できない場合は、代理人による申請となり、「**委任状**」が必要です。

(4) 会社法人等番号

… 申請人である会社の会社法人等番号を記載してください。 なお、会社の登記事項証明書(作成後1ヶ月以内のものに限ります)を添付 する場合は、会社法人等番号の記載は不要です。

【お問合せ先】

福島地方法務局若松支局 登記部門

Tel 0242-27-1501 ※相談は予約制です。

3. 申請書記載上の留意事項

- (1) 登記申請書は、A4判の上質紙に記載してください。 (コピー用紙でも可)
- (2) 記入は、パソコン(ワープロ)を使用して入力するか、黒インク又は黒色ボールペンを使用してください。鉛筆は使用できません。

4. 登記に必要な費用

所有権登記名義人住所変更登記に必要な登録免許税は、住居表示(または区画 整理等)による町名・地番変更の場合は、**非課税**です。

申請書 記載例

書 記申 請 登

登記 の 目的

所有権登記名義人住所変更

原 因

平成28年 8月 8日 住居表示実施

変更後の事項

本 店 会津若松市幕内南町○番○号

申 請 人

(本店) 会津若松市幕内南町○番○号

(商号)

○○商事株式会社

会社法人等番号

 $1\ 2\ 3\ 4 - 5\ 6 - 7\ 8\ 9\ 0\ 1\ 2$

代表取締役

若松 太郎

(EI) 0 2 4 2 - 0 0 - 0 0 0

添付情報

連絡先電話番号

登記原因証明情報 / 本店の変更登記が完了した登記事項証明書が該当します。 なお、申請人欄に会社法人等番号を記載することで、

〗登記事項証明書の添付を省略できます。

非課税証明書 ───市役所発行の「住居表示変更証明書」です。

代理権限証書

代理人が申請する場合の「委任状」

会社法人等番号

代理人

住所 〇県〇市〇町〇〇

氏名 法務 三郎

電話番号 0000-00-000

代理人が申請する場合にのみ 記載し、代理人の印鑑を押印

- 請す

押印して下さりるときは、取締役ご本・

して下さ

代理申請の場合、代表取締役 の押印は必要ありません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 申請

福島地方法務局

(EII)

若松支局 御中

登録免許税

登録免許税法第5条第4号

福島地方法務局若松支局の 管轄外の土地・建物の場合は、 その管轄法務局へ提出します。

不動産の表示

不動産番号

所 在 会津若松市飯寺北一丁目

地 番 12番3

地 宅地 Ħ

地 積 123.45 m 福島地方法務局若松支局の管轄外の 土地の場合、その土地を記入します。 その管轄法務局へ送付が必要です。

福島地方法務局若松支局の管轄外の

その管轄法務局へ送付が必要です。

建物の場合、その建物を記入します。

不動産番号

在 所 会津若松市飯寺北一丁目12番地の3

家屋番号 12番3

種 事務所 類

構 浩 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積 1 階 43.00m²

> 2階 38.2 m

-8-

委 任 状

私は、住所 ○○県○○市○○町○○

氏名 法務 次郎

を代理人と定めて、

下記の登記申請に関する一切の権限を委任します。

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

変更後の事項 本店 会津若松市幕内南町〇番〇号

不動産の表示

- 1. 会津若松市飯寺北一丁目〇〇番〇の土地
- 2. 会津若松市飯寺北一丁目〇〇番地の〇 家屋番号〇〇番〇の建物
- 3. 福島地方法務局若松支局の管轄以外の土地・建物の場合は 4. その土地・建物を記入します。

5.

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(本 店) 会 津 若松市幕内南町○番○号

(商号) **〇〇商事株式会社** 代表取締役 若松 太郎 ⑩

【注意】

司法書士の資格を有しない者が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、登記に関する手続を代理する行為は、司法書士法第73条第1項の規定違反となり、それを違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります(司法書士法第78条第1項)。

住居表示についてのお問い合わせ先

会津若松市役所 市民課総務グループ

Tel 0242-39-1229

会社等の変更登記についてのお問い合わせ先

福島地方法務局 法人登記部門

〒960-8021 福島県福島市霞町1番46号

TEL 024-534-1904

※ 相談は予約制です。